

厚生委員会記録

[第2日目]

1 日 時 令和7年3月14日（金曜日）

開 会	午前10時35分
休 憩	午前11時02分
再 開	午前11時45分
休 憩	午前11時54分
再 開	午後 1時07分
休 憩	午後 1時34分
再 開	午後 2時10分
休 憩	午後 2時50分
再 開	午後 3時36分
閉 会	午後 3時50分

2 場 所 第 2 委 員 会 室

3 出席委員 9人

委員長	久 保 大 憲
副委員長	岡 部 享
委 員	柏 佳 枝
//	澤 田 和 秀
//	高 原 讓
//	豊 岡 達 郎
//	吉 田 修
//	高 田 真 里
//	高 田 重 信

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	家城 恭彦
富山まちなか病院長	瀬川 正孝
管理部長	藤沢 晃
管理部次長	片山 正和
参事（施設管理担当）	佐伯 誠司
参事（経営管理担当）	中田 祐一
参事（契約出納課長）	開発 則幸
経営管理課長	越村 真
医事課長	喜多埜 英司
総務医事課長	宮城 雅之
経営管理課主幹（調整担当）	豊川 嵩

【福祉保健部】

部長	古西 達也
部次長	堀田 英樹
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	山本 忠夫
保健所長	瀧波 賢治
参事（指導監査課長）	西田 清和
福祉政策課長	田近 淳
生活支援課長	谷澤 隆
障害福祉課長	大浦 寛之
長寿福祉課長	吉村 正一
介護保険課長	豊岡 秀樹
保険年金課長	砂原 正宏
保健所地域健康課長	相川 智昭
保健所保健予防課長	鈴木 富勝
保健所生活衛生課長	竹内 宗健
まちなか総合ケアセンター所長	谷川 智子
看護専門学校事務長	越村 真
福祉政策課主幹（調整担当）	千石 将史

【こども家庭部】

部長	古川 安代
部次長	高場 英人
部次長（保育・児童健全育成担当）	本郷 由佳
こども支援課長	温井 信之
こども保育課長	中川 美智留
こども福祉課長	経明 勝子
こども健康課長	堀井 由紀
まちなか総合ケアセンター所長	谷川 智子
子育て支援センター所長	石山 美樹子
こども支援課主幹（調整担当）	岩滝 新太郎

【市民生活部】

部長	大沢 一貴
部次長	野嶽 誠司
部次長（市民協働・消費生活・スポーツ担当）	豊島 栄治
参事（地域コミュニティ推進課長）	光岡 伸一
参事（スポーツ健康課長）	秋 俊浩
参事（山田中核型地区センター所長）	宮前 仁
参事（消費生活センター所長）	野村 学
大沢野行政サービスセンター所長	沢井 誠
大山行政サービスセンター所長	吉田 浩辰
八尾行政サービスセンター所長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター所長	井上 剛秀
市民課長	長森 貴弘
市民協働相談課長	栗山 朋子
細入中核型地区センター所長	堤 靖夫
地域コミュニティ推進課主幹（調整担当）	宮田 千佳

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長	土方 智樹
議事調査課主任	澤井 将
議事調査課主任	北森 俊成

7 会議の概要

委員長 厚生委員会を開きます。

〔傍聴の申込み（2名）を許可〕

委員長 これより、病院事業局所管分の議案の審査を行います。
議案第48号 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

医事課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

高田 真里委員 議案説明資料16ページ（2）イの人間ドックのコースの追加等について、膵がんドック使用料は、ほかのものとは比べて金額がすごく大きいのですけれども、内容的にはどのようなことをされるのか教えてください。

医事課長 膵臓は胃や腸の陰に隠れており、がんを発症しても自覚症状が出にくい暗黒の臓器とも言われています。膵臓がんの患者さんも年々増えておりますので、今回追加する膵がんドックにつきましては、メッセンジャーRNA検査とMR胆管膵管検査を組み合わせているのが特徴であります。
たんぱく質の設計図であるmRNAを分析する遺伝子検査で、血液細胞にある膵臓がん特有のmRNAを調べることにより、がんができた初期の段階で異常を見つけることができます。
また、MRCPは、強力な磁気と電波を組み合わせた画像診断で、膵管の異常を捉えることで、がんの早期発見につながります。被曝がなく、造影剤も使わないMR検査で、体への負担が少ないという特徴

がございます。

血液検査とMRI検査を組み合わせた検査であることが特徴になっております。

高田 真里委員 今回、富山市民病院で新規に導入されるということですがけれども、県内の他の急性期病院の状況について、分からないかもしれませんが、分かれば教えてください。

医事課長 県内では初めてだと伺っております。
近隣では福井県済生会病院が令和6年10月から実施しておられまして、税込みで9万9,000円と聞いております。

高田 真里委員 先ほど、ロックインデックス検査は血液だけで脳梗塞や心筋梗塞の発症の可能性が早期に分かりやすいというお話がありました。今までの血管ドックも、同じように血液で病気が分かるというもので、似ているから廃止するということですがけれども、どちらの検査結果からも同じ病気が分かるということではないのですか。

医事課長 以前の血管ドックには超音波検査や血液検査も含まれていたのですがけれども、今回追加するロックインデックス検査は血管内のたんぱく質量を測定する血液検査で、ロックインデックス値が高いほど、脳梗塞や心筋梗塞の発症率が高いと言われております。

高田 真里委員 こちらの検査も新規で追加するとのことですがけれども、これは他の病院でも受けられるものでしょうか。

医事課長 近いところでは言いますと、富山赤十字病院でも実施されています。

吉田委員 (2)アの個室料金について、平成7年度以降、ほぼ30年ぶりの引上げで、ある程度はやむを得ないとは思いますが、他の公的病院である富山赤十字

病院や富山県立中央病院の金額との比較はされていますか。

医事課長 今回この金額を設定するに当たりまして、令和7年度以降の診療報酬の改定率と、近隣の病院における同程度の部屋の個室料金を参考にさせていただいております。
近隣の病院の金額を超えないように金額を設定しております。

吉田委員 ということは、富山赤十字病院や富山県立中央病院よりも高いことはないということですね。

医事課長 はい。

吉田委員 ほとんど保険外負担ですから、患者さんの負担が大きいと思うのです。一定の財力がある人や、所得の高い人は、2人部屋あるいは個室を希望することもあると思いますが、所得の低い人はなかなかそうはならないと思います。
例えば手術を受けた日の一晩など、どうしてもちょっと痛がったり声を上げたりするということで、治療上必要な場合、本人は希望しないけれども個室ということがあるのではないかと思うのです。その場合でも、個室料金を頂くのでしょうか。

病院事業管理者 御指摘のように、患者さんが望まれない場合には、選定療養費を取ることはできませんので、病院側から個室を使ってくださいとお勧めした場合には個室料金は頂きません。
例えば、御本人は個室に入りたくないと言っているのだけれども、感染症にかかっている、病院としては管理上どうしても個室に入っていたかなければいけないとなれば、その場合には個室料金を頂くことはできません。

吉田委員 感染症の問題もありますね。
本人が希望しない場合で治療上必要な期間は個室料

金を頂かないということで、少し安心いたしました。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第48号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第48号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。よって、本案件は原案可決されました。
以上で、病院事業局所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、
富山まちなか病院再整備基本構想について、
当局の報告を求めます。

管理部参事 〔委員会資料により説明〕
(経営管理担当)

委員長 ただいまの説明についての質問ですが、資料に沿って行いたいと思います。
まずは、Iのこれまでの経緯について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 次に、Ⅱの地域医療を取り巻く環境について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 次に、Ⅲの富山まちなか病院の状況について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 次に、Ⅳの再整備の基本的な考え方について、質問はありませんか。

高田 重信委員 委員会資料9ページの8(2)整備方式について、いつまでに決定するのかはまだ決まっていないのでしょうか。

管理部参事
(経営管理担当) 今後の予定としましては、来年度に基本計画を策定し、それ以降は設計の段階に入り、設計が終わりますと実際の工事ということになります。その工事までを見込んだ4年程度の整備方式ということで考えていく必要があります。
ですから、基本計画の中でしっかりと検討して、来年度中に決めていきたいと考えています。

高田 重信委員 これが大事だと思いますので、しっかりと対応してください。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、病院事業局所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

高田 重信委員 先ほどの分科会での冒頭の挨拶で病院事業管理者が言われた臓器移植の話について、富山市民病院でも

コンプライアンスなどいろいろな決め事があると思いますが、まず、患者さんからいつの段階で臓器提供するという意思表示があったのか、お聞かせください。

経営管理課長 健康保険証の意思表示の欄で確認できたということ
であります。
2例目については、2011年4月に記載されたものであったということを確認しております。

高田 重信委員 臓器提供について、家族も同意したということ
よろしいですか。

経営管理課長 そのとおりでございます。

高田 重信委員 それでは、臓器を移植してもいいという判断は、
主治医がされるのでしょうか。

経営管理課長 今回の2件の事例のうち、2例目については、心臓、
肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸、眼球について臓器提供の
意思表示がありました。
意思表示の確認ができたら富山市民病院から日本臓器移植
ネットワークに報告するのですが、その後、日本臓器移植
ネットワークから全体を見に来られる先生がおられまして、
意思表示があった臓器のうち移植に適しているものがどれか
を判断されます。この一次判断の後に、脳死判定が行われ
ます。
今回の場合は九州大学には肝臓が、東京大学には肺が提供
されたのですが、最後はそれぞれの臓器の摘出医が移植可
能かどうかを判断されることになります。

高田 重信委員 それでは、日本臓器移植ネットワークの存在が
大きいんですね。

経営管理課長 そのとおりでございます。
院内でも当然、患者さんや御家族と接するのですが、
日本臓器移植ネットワークの方々も今回の

事例で1, 178例目ということで、そういった知見が備わっていて、様々な家族の状況に応じた接し方をしておられるので、かなりウエートが高くなっています。

高田 重信委員 富山市民病院としての方向性や、市民の皆さんにもっと発信していくことなども含め、臓器移植に対しての考え方を病院事業管理者からお聞かせください。

病院事業管理者 ちょっと難しい面もありますけれども、脳死判定後の臓器移植については、基本的に推進する方向で今、世の中が動いてきていますし、実際にここ数年で随分ハードルが下がったという印象を持っています。その中で、脳死判定ができる病院についてはある程度の基準が定められていまして、富山市民病院はその基準に合致しているのですけれども、臓器提供の推進のためには脳死判定ができるだけの総合力を蓄えようということで、日頃から訓練をしています。今回それが実って、スムーズに移植手術まで結びつけられたと思います。我々としては、移植手術ができるからと臓器移植を宣伝するというよりも、しっかり行える体制を持っているということだけ堅持していきたいと。あまりどんどん広報していくようなものではないのではないかと考えています。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会病院事業局所管分を終了いたします。

午前11時02分 休憩

~~~~~

午前11時45分 再開

委員長

厚生委員会福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第27号 富山市民生委員定数条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第28号 富山市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第29号 富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第30号 富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第31号 富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第32号 富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第33号 富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第34号 富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第35号 富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第36号 富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第37号 富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第38号 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件、

以上12件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉政策課長 〔議案第27号について、  
議案概要書により説明〕

福祉保健部次長 〔議案第28号について、  
議案第29号について、  
議案第30号について、  
議案第31号について、  
議案第32号について、  
議案第33号について、  
議案第34号について、  
議案第35号について、  
議案第36号について、  
議案第37号について、  
議案概要書により説明〕

保険年金課長 〔議案第38号について、  
議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑は議案の順に行います。  
まず、議案第27号について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、議案第28号から議案第37号まで一括して  
御説明いただきましたが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 次に、議案第38号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結  
いたします。

これより、議案第27号から議案第38号まで、以上12件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。  
これより、議案第27号から議案第38号まで、以上12件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。  
この後、令和7年分陳情第5号-2、令和7年分陳情第6号、令和7年分陳情第7号については、休憩後に審査に入りたいと思います。  
午後は1時10分から委員会を再開いたしますので、よろしくお願ひします。

午前 11時54分 休憩

~~~~~

午後 1時07分 再開

委員長

休憩前に引き続き厚生委員会を開きます。

〔傍聴の申込み（2名）を許可〕

委員長

次に、当委員会に付託されました令和7年分陳情第5号-2、令和7年分陳情第6号、令和7年分陳情第7号を議題といたします。
陳情文書表は、お手元に配付のとおりであります。
初めに、
令和7年分陳情第5号-2 学校・園における新型

コロナウイルス感染症対策の強化・常設化に関する陳情

を審査いたします。

なお、本陳情の事項のうち、事項1から事項3はこども家庭部の所管、事項4は福祉保健部の所管であります。

このことから、まず福祉保健部所管分として事項4についての審査を行い、事項1から事項3については、こども家庭部所管分において審査を行った後、本陳情に関する討論・採決をいたしたいと思っておりますが、そのように進めることとしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定します。
次に、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 〔陳情文を朗読〕

委員長 次に、本陳情における事項4について当局の見解を求めます。

保健所保健予防課長 本陳情のうち、4、小児・児童・生徒向けワクチン接種機関を拡充することについて、見解を申し上げます。
新型コロナウイルスワクチンの予防接種については、令和6年度から原則、65歳以上の方の重症化予防を目的として定期接種を実施しておりますが、小児・児童・生徒に対しては、定期接種に位置づけられていないことから、接種を希望される場合には任意接種となります。
任意接種の実施状況について、本年3月10日までに市内の42の小児科に関して調査したところ、令和6年度に小児・児童・生徒向けの新型コロナウイルスワクチン接種を実施した医療機関は3つで、接種実績は4件でありました。
また、今回の調査では、市内の5つの小児科が小児・児童・生徒への接種に対応可能、9つの小児科が

未定としており、実施に当たっては、接種人数が集まれば可能という回答や、要望に応じてその都度接種の可否を判断するという回答がありました。

小児・児童・生徒を対象としたワクチンはファイザー社とモデルナ社から販売されており、ファイザー社では、生後6か月から4歳用のワクチンと5歳から11歳用のワクチンの2種類があり、特に前者のワクチンは3人分で1バイアルの製品となっているため、接種人数が3人に満たない場合、残りのワクチンを廃棄することになります。

一方、モデルナ社では10人分で1バイアルの製品となっていることや、年齢によって接種回数が異なることから、これらのワクチンは医療機関において取り扱いにくい状況であることが、ワクチン接種可能な医療機関が少ない要因の1つと考えられます。小児・児童・生徒向けのワクチンは、1つに、市内の医療機関において接種実績が少ないこと、2つに、当課窓口でワクチンに関する問合せが寄せられていないこと、3つに、医療機関においてワクチンの取扱いが煩雑で採算性に問題があること、これらのことから、本市といたしましては現時点において、小児・児童・生徒向けワクチン接種機関の体制を拡充することは考えていないところであります。

委員長

それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、本陳情に関する討論・採決は、こども家庭部所管分において行います。

次に、

令和7年分陳情第6号 新型コロナウイルス感染症罹患後症状（後遺症）支援体制構築に関する陳情を審査いたします。

まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 〔陳情文を朗読〕

委員長 次に、本陳情について当局の見解を求めます。

保健所保健予防課長 本陳情のうち、初めに、1、専門相談窓口の設置について、見解を申し上げます。
新型コロナウイルス感染症罹患後症状に関する相談窓口としましては、保健所保健予防課が担当しております。
窓口や電話などでは、症状に関する御相談や医療機関の御案内などを実施しておりますが、年間の相談件数が3件から4件程度であるため、専門相談窓口の設置までは考えていないところであります。
次に、2、医療機関・福祉サービスへの対応指導・要請、3、医療機関・福祉サービスとの連携強化について、見解を申し上げます。
罹患後症状に対する受診についての相談があった際には、まずはかかりつけ医や身近な医療機関に御相談いただくよう御案内しており、富山県においては、既に受診対応可能な医療機関を取りまとめ、県のホームページで周知しているところであります。
現在、罹患後症状に対応できる受診・相談医療機関としましては、市内で46か所の医療機関が掲載されており、各医療機関では、年齢別や症状別に対応可能な診療科が設けられております。
また、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状によって日常生活において支援が必要となった方に関しては、障害福祉のサービスについては障害者手帳の交付や国が定める症状に該当した場合、介護保険のサービスについては要介護認定・要支援認定を受けた場合に福祉サービスを受けることができ、既にサービスを利用可能な体制が整備されていることから、相談者の実情を丁寧にお聞きすることにより、必要なサービスの提供に努めております。
高齢者福祉のサービスについても、市内32か所の地域包括支援センターにおいて高齢者を取り巻く様々な相談に対応し、その内容に応じて介護予防や日常生活支援のサービスにつなぐほか、地域の居宅介

護支援事業所や医療機関などとも連携しており、高齢者の包括的・継続的な支援体制の構築に努めております。

いずれにしましても、本市といたしましては、罹患後症状に限らず、日常生活において支援が必要な方には、今後も継続して必要なサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、4、経済的支援の検討について、見解を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状により就労が困難となった方に関しては、社会保障制度において労災保険や傷病手当金、障害年金の対象になり得るほか、罹患後の症状によっては、障害者手帳を取得し、その等級に応じた医療費の助成を受けることができます。

また、生活全般にお困りの方には、生活困窮者自立支援制度による相談支援などを実施しているところであります。

こうしたことから、現状において、市独自の支援金を設けることは考えておりませんが、引き続き既存の制度を御活用いただけるよう、また、必要な情報が必要なときに入手できるよう、市ホームページなどで情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、5、啓発活動の実施について、見解を述べさせていただきます。

罹患後にどのような症状が発生するのか、また対処法については県のホームページで周知しております。本市のホームページにおいても、県のホームページへリンクを貼っており、県と連携を図りながら、罹患後症状や対処法について周知をしているところであります。

最後に、6、実態調査の実施について、見解を述べさせていただきます。

罹患後症状の実態調査につきましては、既に国の研究機関において調査・研究が進められており、罹患後症状としては、倦怠感、関節痛、頭痛、動悸などが挙げられております。

また、研究で得られた結果としては、何らかの罹患

後症状を有したと回答した割合は、小児よりも成人のほうが2倍から4倍高かったことなどが報告されております。

これらのことから、本市といたしましては、国の研究機関による最新の情報の収集・把握に努めてまいりたいと考えており、本市として独自にアンケート調査やヒアリングを実施する必要はないと考えております。

委員長 それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き審査を続けます。
これより、令和7年分陳情第6号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、令和7年分陳情第6号を挙手により採決いたします。
本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長 挙手なしであります。
よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。
次に、

令和7年分陳情第7号 新型コロナウイルスワクチンの定期化及び費用補助の全世代拡充に関する陳情を審査いたします。

まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 〔陳情文を朗読〕

委員長 次に、本陳情について当局の見解を求めます。

保健所保健予防課長 本陳情のうち、初めに、1、新型コロナウイルスワクチンの定期接種対象を全年齢層に拡大することについて、見解を申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの予防接種は、高齢者の重症化予防を目的に、令和6年度から定期接種として、10月から翌1月の期間に一度の接種を行っております。

この定期接種は、国の予防接種法施行令により、対象者を原則65歳以上に定めており、市が独自に定期接種の対象者を全年齢層に拡充することはできないものと考えております。

次に、2、新型コロナウイルスワクチンの接種費用を全年齢層に対して補助することについて、見解を申し上げます。

接種費用については、国では令和6年度の定期接種に対して、標準的な接種費用を1万5,300円程度としておりますが、本市では、国からの助成金と市の補助により、市民税非課税世帯に属する方及び生活保護を受給されている方については無料とし、それ以外の方は自己負担2,700円で予防接種を実施しております。

このワクチン接種費用を全年齢層に対して補助することについては、1つに、国において、重症化する割合が高い65歳以上の方を定期接種の対象としていること、2つに、毎年、全年齢層に対して補助した場合、市の財政負担が大きいことから、定期接種対象者以外の方への補助については考えておりません。

最後に、3、他の感染症ワクチンと併せて、予防接

種の重要性を周知・啓発することについて、見解を申し上げます。

予防接種の重要性については本市としても認識しており、生後2か月の子を持つ保護者を対象に、予防接種の有効性や対象となる病気やワクチンについて説明した冊子を送付しており、また、新型コロナウイルスワクチンを含め、全ての定期接種の対象者には、接種券に併せて、予防接種の受け方や副作用について記載した説明文書を郵送しております。

また、広報や市ホームページでの周知を行っているほか、市役所出前講座において予防接種の重要性について周知しております。

今後につきましても、これまでと同様に、予防接種の重要性について市民の方に適宜、周知・啓発してまいりたいと考えております。

委員長 それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き審査を続けます。
これより、令和7年分陳情第7号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、令和7年分陳情第7号を挙手により採決いたします。
本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

- 委員長 挙手なしであります。
よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。
以上で、福祉保健部所管分の陳情の審査を終了いたします。
次に、福祉保健部所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。
- 吉田委員 昨年3月定例会の本会議で、介護保険の住宅改修と福祉用具の支給方法を現在の償還払いから受領委任払いに変更できないかという提案を行いました。
そのときは調査・研究するという答弁にとどまったのですけれども、令和5年3月時点では、全国で受領委任払いをしている保険者は、介護保険の住宅改修では64.2%、福祉用具では56.7%となっています。
県内では、住宅改修で魚津市と射水市が受領委任払いにしております。石川県では、約半分の47.4%が受領委任払いに切り替えています。
1年たちましたけれども、検討していただいたのか、されていないのか、いかがでしょうか。
- 介護保険課長 令和6年3月議会の一般質問で答弁いたしまして、令和6年9月の厚生委員会で御説明したとおり、事務は進めております。
なお、現在使用しております介護保険事務処理システムは、令和9年1月に標準システムへの移行が予定されております。
その標準システムの仕様には受領委任払いの機能が含まれておりますので、標準システムの使用開始と同時に受領委任払いの導入を目指して、今、受領委任払いを導入している他都市の動向等を情報収集しております。
- 吉田委員 ありがとうございます。検討いただいて、いい方向に進めていただければ大変うれしく思います。あり

がとうございました。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会福祉保健部所管分を終了いたします。

午後 1時34分 休憩

~~~~~

午後 2時10分 再開

委員長 厚生委員会子ども家庭部所管分の議案の審査を行います。  
議案第39号 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第40号 富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第41号 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第42号 富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件、  
議案第43号 富山市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第44号 富山市妊産婦医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第45号 富山市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第46号 富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
以上8件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

こども保育課長 〔議案第39号について、  
議案第40号について、  
議案第41号について、  
議案第42号について、  
議案概要書により説明〕

こども福祉課長 〔議案第43号について、  
議案第44号について、  
議案第45号について、  
議案概要書により説明〕

こども健康課長 〔議案第46号について、  
議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑は議案概要書に沿って行います。  
まず、議案第39号、議案概要書10ページの19番について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、議案第40号、議案概要書11ページの20番について、質疑はありませんか。

高田 重信委員 先ほどの説明を聞いて、要件が緩和されることにより、市側のメリットになるのか、事業者側のメリットになるのかがちょっとよく分からなかったのですが、どのように捉えればいいのでしょうか。

こども保育課長 本市においては、全ての家庭的保育事業者等で連携施設を確保されておりますが、全国的には連携施設を確保できていない保育施設がたくさんあるということで、どちらかといいますと保育施設事業者にとってメリットがあるものでございます。

高田 重信委員 富山市は特に心配することはないということでしょうか。

こども保育課長 心配することはありません。

委員長 この項目で、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、議案第41号、議案概要書12ページの21番について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、議案第42号、議案概要書13ページの22番について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、議案第43号、議案概要書14ページの23番について、質疑はありませんか。

高田 重信委員 18歳に年齢を引き上げるとなると、対象はどれくらい増えるのですか。

こども福祉課長 高校生年代の人数で、約1万人増えると試算しております。

委員長 この項目で、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、議案第44号、議案概要書14ページの24番について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、議案第45号、議案概要書14ページの25番について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、議案第46号、議案概要書15ページの26番について、質疑はありませんか。

高田 重信委員 要件が緩和されることによるメリットを教えてください。

こども健康課長 これまで、管理栄養士の国家試験を受けるためには県に申請して栄養士の資格を得てからでなければならぬという要件があったのですが、今は大学等で管理栄養士の資格まで1回で取れるような勉強をしている方がほとんどです。あえて栄養士の資格を県に申請しなくても、管理栄養士の国家試験に合格すれば栄養士の資格も持っているともみなされるということだと思いますので、県の事務も楽になりますし、受験される方も楽になるかと思っています。

高田 重信委員 富山市では、現在、管理栄養士が不足しているということはないのですか。

こども健康課長 これは施設の人員に関する条例の一部改正なので、富山市の職員のことにはちょっと分かりません。

高田 重信委員 ごめんなさい。富山市内の施設では、今、管理栄養士が不足している状態ではないということですか。

こども健康課長 特にそのような話は聞いておりません。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第39号から議案第46号まで、以上8件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第39号から議案第46号まで、以上8件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、当委員会に付託されました  
令和7年分陳情第5号－2 学校・園における新型コロナウイルス感染症対策の強化・常設化に関する陳情  
を議題といたします。  
陳情文書表はお手元に配付のとおりであります。  
本陳情における事項1から事項3について、当局の見解を求めます。

こども保育課長 それでは、陳情文書表の事項1のうち、まず、保育施設におきまして小児・児童のマスク着用を推奨することについての見解を申し上げます。  
保育施設におきましては、午睡や食事、遊びなど、乳幼児が長時間にわたり集団で生活しており、保育現場におきましては、こども家庭庁による保育所における感染症対策ガイドライン等に基づきまして感染対策を行っております。  
このガイドラインでは、乳幼児は、2歳未満では自分で息苦しさや体調不良を訴えることや、苦しくても自分のマスクを外すことが困難であるため、窒息や熱中症のリスクが高まることから、マスクの着用は勧めておりません。また、2歳以上につきましてもマスクの着用は求めていることから、本市としても同様の対応を取っているところがございます。  
続きまして、保育士と保育職員のマスク着用を義務化することについて見解を申し上げます。

保育所等による保育士等のマスクの着用については、国により、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とされております。事業者が感染対策上や事業上の理由によってマスクの着用を求めることはできるものとされており、本市としましても、マスクの着用につきましては国の考えと同様でございます。

続けて、同じく事項1のうち、経済的な負担軽減のため、保育所等に対しマスクを無償配布することについての見解を申し上げます。

マスクを着用している児童は自宅から着用しており、予備も持参しております。また、保育士等の職員も同様でございます。

このことから、保育施設への無償配布は必要ないものと考えております。

続きまして、事項2の空気清浄機の設置及び維持管理を徹底すること、各保育室や共用部分に空気清浄機を設置し、継続的なフィルター交換やメンテナンスを行うことについての見解を申し上げます。

こども家庭部こども保育課では、国の交付金や補助金を活用しまして、公立保育施設35か所において、全ての保育室に空気清浄機を設置しております。また、27か所においては、遊戯室にも設置してございます。

私立保育施設に対しましても、空気清浄機設置を支援するために、令和元年度から費用を助成しているところです。

フィルターの交換や清掃・管理につきましては、先ほど申し上げました国のガイドラインを公立・私立保育施設に案内し、ガイドラインに準じて対応するよう指導を行っております。また、巡回指導の際にも、看護師が指導・確認を行っております。

最後に、事項3の定期的な換気の実施及び服装規定を見直すことにつきましては、先ほどの国のガイドラインでは、保育所における新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、季節を問わず1時間に2回程度、数分間、窓を全開にすることが効果的とされていることから、本市でもそのように指導を行

っております。

保育施設では、私服であっても制服であっても、寒い場合には児童が持参している衣服を着せるなどして、温かい服装をするよう児童に声かけを行っております。

また、日頃より保育室の温度や湿度についても配慮して保育を行っておりますが、これらの換気によって急激に温度が下がるということはありません。

委員長                    それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長                    ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長                    それでは、引き続き審査を続けます。  
これより、令和7年分陳情第5号－2の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長                    討論なしと認めます。  
これより、令和7年分陳情第5号－2を挙手により採決いたします。  
本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長                    挙手なしであります。  
よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、こども家庭部所管分の陳情の審査を終了いたします。

次に、

富山市こども計画について、  
当局の報告を求めます。

こども支援課長　〔委員会資料により説明〕

委員長　それでは、ただいまの説明についての質問ですが、  
資料に沿って行いたいと思います。  
委員会資料1ページについて質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長　次に、委員会資料2ページについて質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長　次に、委員会資料3ページについて質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長　次に、委員会資料4ページについて質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長　次に、委員会資料5ページについて質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長　次に、委員会資料6ページについて質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、委員会資料7ページについて質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、委員会資料8ページについて質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、委員会資料9ページについて質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、委員会資料10ページについて質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、委員会資料11ページについて質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかに何か質問はありませんか。

吉田委員 この富山市こども計画の策定は議決事項なのですか。

委員長 議決事項ではないです。

吉田委員 議決事項ではないのですよね。  
このようにスピーディーな進行では、意見の出しようがありません。もうちょっとフリーディスカッションするような…

委員長 質問してもいいですよ。

吉田委員 今ではなくて、前もって—1 ページで質問はありますか、2 ページでありますかと言われても…

委員長 ですので、何か質問があれば聞いてください。

吉田委員 今は持ち合わせていないので、事前に時間を取って委員会で議論する場があったらいいなと僕は思っております。

委員長 そういうことですね。  
今、吉田委員から、このような計画については、事前に資料は提出していただいているものの、一度説明をいただいてから議論する機会があったらなおいいという御意見がありましたので、新しい任期に入ったときに皆さんがいらっしゃれば、そのときにその他の事項で御質問をしていただければありがたいと思います。  
あと、各委員の皆さんには事前に資料が提供されていますから、分からないことがあったら事前にどんどん聞いていただいて、このような場において質問していただければと思います。  
私は別にせかしているわけではありません。

吉田委員 今、県ではこども権利条例の制定について検討されています。それもこの富山市こども計画と関係があると思います。  
当局ではしっかり議論して準備されてきているのだけれども、議員側の受け止めが一もちろん大分前に委員会資料は受け取っているのです、そういう趣旨だということです。

委員長 分かりました。  
吉田委員から、委員の皆さんはもっと勉強するよというアドバイスがありましたので、皆さんも今後とも資料の読み込みを頑張っていただければと思います。  
それでは、ほかに質問はありませんか。



えており、次年度に向けて利用調整を見直す時期である11月までに対応を決定してまいりたいと考えております。

委員長 この点について、何か質問はありませんか。

澤田委員 質問ではないのですがけれども、ほかの中核市に後れを取らないように、またよろしく願いいたします。

委員長 それでは、もう1つ宿題がありましたので、説明をお願いします。

こども健康課長 令和6年12月定例会の厚生分科会において高田重信委員から御質問がありました、発達障害、学習障害等の診断を受けている児童がどのくらい増加しているのかにつきましてお答えします。  
富山市障害児福祉計画でもお示ししておりますが、発達障害のある方は知的障害を伴うこともあり、療育手帳や精神障害者手帳を所持する方もいらっしゃいますが、逆に手帳を取得できない方もいらっしゃいます。  
したがって、発達障害のある方の人数を正確に把握することは困難であり、客観的に示せる統計数値は存在していないところです。  
一方で、本市において、児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児通所支援の利用者数は、令和元年度末から令和5年度末までの5年間に694人増加しております。  
そのことから、発達障害、学習障害等の診断を受ける児童が増加していると判断をしております。  
本市といたしましては、引き続き、健康診査の実施や発達支援の相談窓口の設置を行うことで、心身の発達の遅れや障害を早期に発見し、適切な支援へとつなげてまいりたいと考えております。

委員長 何か質問はありませんか。

高田 重信委員 発達障害の子どもがいい、悪いという話ではないの

ですが、そのような子どもたちが増えているということが現実にある中で、発達障害を持っている子どもたちが生き生きと生きられるような環境整備について、積極的に、また前向きに、いろいろな施策に取り組んでいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長 ほかに、こども家庭部所管分で何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会こども家庭部所管分を終了いたします。

午後 2時50分 休憩

~~~~~

午後 3時36分 再開

委員長 厚生委員会市民生活部所管分の議案の審査を行います。
議案第47号 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

スポーツ健康課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第47号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第47号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。よって、本案件は原案可決されました。
以上で、市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、当委員会に付託されました
令和7年分陳情第4号 制度名称を変更することを
求める陳情
を議題といたします。
陳情文書表はお手元に配付のとおりであります。
まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 〔陳情文を朗読〕

委員長 次に、本陳情について当局の見解を求めます。

市民協働相談課長 本市が設置しております行政苦情オンブズマン制度は、市政に関する市民の苦情を公正かつ中立的な立場で処理することにより、市民の権利の擁護を図り、開かれた市政の推進及び市政に対する市民の信頼の向上に資することを目的としております。
ここで言う苦情とは、要綱におきまして、市民の自己の利害に関わる市の機関の業務執行に関する事項、または当該業務に関する職員の行為についての不平もしくは不満を言うことと定義しておりまして、現行の制度名称は、内容を端的に表した市民に分かりやすい名称であると考えております。
事実、行政苦情オンブズマンは、市の業務及び職員の行為に対しての不平や不満について調査を行い、客観的な判断を行っていることから、陳情文書表に

記載のあるように現行の制度名称が制度趣旨に沿っていないとは言えず、必ずしも市民の誤解を招くものではないことから、制度名称の変更の必要はないと考えております。

委員長 それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き審査を続けます。
これより、令和7年分陳情第4号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、令和7年分陳情第4号を挙手により採決いたします。
本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長 挙手なしであります。
よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。
以上で、当委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。
次に、市民生活部所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会市民生活部所管分を終了いたします。
これで、3月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。
委員各位に御相談申し上げます。
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。
これをもって、令和7年3月定例会の厚生委員会を閉会いたします。

令和7年3月定例会
厚生委員会記録署名

委員長 久保大憲

署名委員 柏佳枝

署名委員 高田重信